(国際取引法学会国際企業法制部会全国大会報告概要)

獨協大学法学部教授

高橋 均

鳥飼総合法律事務所弁護士 久保田 真悟

TDK 株式会社 戦略本部コーポレートセキュリティグループ GM・

取締役会室室長・秘書室室長 藤原 幸一

近時、ESG 対応等、サステナビリティ経営を意識した企業経営が求められており、全社的なリスク管理の視点も強調されている。その中で主要な役割を果たす会社機関が取締役会である。具体的には、会社の迅速な意思決定と取締役の職務執行の適切な監督の観点から、取締役会機能の実効性向上が重要である。

取締役会制度については、監査役制度と異なり、立法上は長らく大きな制度変更は行われなかったものの、令和元年改正会社法において、公開会社かつ大会社である監査役会設置会社で有価証券報告書提出会社では、社外取締役の設置が義務付けられた。一方において、コーポレートガバナンス・コード等のソフト・ローや国内外の機関投資家からは、プライム市場上場会社では3分の1以上、更には過半数の独立社外取締役の設置や女性や外国人の登用による多様性のある取締役の就任要請が強まっている。

確かに、取締役会の構成メンバーの変更は取締役会の機能向上の一つの手段かもしれない。他方で、取締役会を支える取締役会事務局スタッフは、他の部門との兼務であったり専任者がいても、1人等の実務実態が現状である。取締役会が機動的な意思決定や適切な監督機能を発揮させ実効性のある取締役会運営を実現させるためには、取締役会事務局が取締役会の日程調整や当日の資料の手配を行うなどの業務にとどまらず、取締役会議題の選定案の作成からガバナンス全体に関わる事項について、自ら社内外の情報収集を行った上で企画・立案するなど高いスキルを持ったそれ相当数の専任スタッフを擁するなどの強化が必要と思われる。

以上の問題意識・課題の摘出を研究者である高橋から行った上で、 法曹実務家の久保田からは、自身の英国留学で得た知見をもとに、取 締役会事務局体制を英国会社法で規定している英国モデルと英国企 業の実例を紹介するとともに、わが国は珍しい独立かつ充実した取 締役会事務局を擁している TDK㈱において、取締役会室室長として事 務局の中心的役割を担っている藤原から、取締役会事務局の運営実 態等を説明する。その上で、今後のわが国の取締役会の在り方につい て、3人のパネルディスカッションや会場参加者との質疑を通じて、 取締役会の実効性向上のための取締役会事務局の在り方を検討する こととしたい。